

## 清瀬市まちづくり委員会傍聴規程

改正 令和4年9月1日

### (目的)

第1条 この規程は、清瀬市まちづくり基本条例第10条第3項及び清瀬市まちづくり基本条例施行規則第7条第1項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、委員会会場の一部に設ける。

### (傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場となる施設に個別に定められている収容人数から、委員や事務局職員、その他関係者を除いた人数とする。ただし、委員長は公開することにより円滑な審議に支障が生ずると認められる相当の理由がある場合、事務局職員と協議の上で必要に応じ傍聴人の制限や傍聴の中止を決定することができる。

### (傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、本規定を了承の上で、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入し提出しなければならない。

2 報道関係者は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

### (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話類は、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人による発言等)

第7条 傍聴人は発言することができない。委員会に対する感想等は事務局職員に提出することとし、事務局職員は当該感想等を直ちに委員長及び副委員長に報告する。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、事務局職員に申し出、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて、委員会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。